

# もしもの時の助け合い 交通災害共済に加入(更新)を

新潟県内では、昨年228人の方が交通事故で尊い命を失っています。車社会の世の中で、いくら安全運転に心掛けていても、避けきれず事故に巻き込まれることもあり、私たちのまわりには常に危険が待ち受けています。

交通災害共済は、もしもの時に備えて、新潟県下111市町村が共同で運営する助け合い制度です。

現在、本町の加入者は、7、891人、加入率は72・3%です。平成11年度の共済見舞金の請求件数は43件で、請求額は364万円となりました。

## 収入役 退任

前収入役  
坂内 俊夫



坂内収入役は、昭和8年生まれで小杉在住。昭和54年5月から平成7年4月まで4期16年間、横越村議会議員として活躍され、その間、平成3年から4年間議長を務めました。平成9年2月から町収入役として横越町の発展に尽力され、平成13年1月31日をもって退任されました。

任期満了に伴い、収入役の職を辞することとなりました。在任中は、町民の皆様方のご指導と励まし、支えがあったればこそ、一日も休まず健康で任務を全うできたことと深く感謝致します。

新しい千年紀を迎え、社会は大きく変わろうとしております。社会システムまで変えていくIT革命、少子高齢化時代の福祉問題、地方分権推進のための市町村合併の議論等、大きな変革の時代に入ったのであります。一つの世紀の区切りとして、次の世代に託すという選択をするのも私の責務だと思えます。横越町の将来の真の発展と町民の幸せを祈り、退任の挨拶といたします。

# 住所を変更するときは、必ず届出をしてください。



住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、早めに行ってください。

種類	期間	届出人	国民健康保険	国民年金	転居証明書	介護保険
転入届	横越町に引越してきたとき	引越してきてから14日以内	●	●	●	
転出届	横越町外に住所を移すとき	転出する日まで	●	●		●
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内	●	●		●
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内	●	●		

本人または世帯主

県内において、不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発していることから、窓口で身分確認を求める場合があります。なお、代理人による届出の場合は、委任状、印鑑を忘れずに持参してください。

※65歳以上の方、もしくは40歳以上の方で介護保険の被保険者証をお持ちの方は、転出・転居の際には提出をお願いします。

## 特別な事情がないのに国民健康保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます



保険税の納税通知書が送られてきたら、納期限までにきちんと保険税を納めましょう。

納期限を ↓ 過ぎると・・・

納期限を過ぎると、督促が行われます。  
●延滞金などを科せられる場合がありますので、速やかに納めましょう。

納期限から1年間を過ぎると、国民健康保険証を返してもらい、資格証明書\*が交付されます。  
●保険証がなくなるので、お医者さんにかかるときは、医療費を全額自己負担することになります。  
※資格証明書は、被保険者であることを証明するだけのものです。

納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止めになります。

それでもなお保険税を納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

このようなことにならないためにも、保険税は必ず納期限までに納めましょう！

## 保険税の納付は口座振替で！

口座振替にすれば、納付に行く手間がはぶけ、うっかり納め忘れをすることもなく、確実に納めることができます。

### 申し込みの手続きは

- 預金通帳
  - 印鑑(通帳の届け出印)
  - 納税通知書
- を持って町民税課または役場指定の金融機関で手続きをとって下さい。

納付が困難な人は、まず国保にご相談を！  
災害などやむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合は、お早めに町民税課(☎385-2111)にご相談ください。

## 共済見舞金は

会員またはその遺族の請求に基づき、共済見舞金等級表の等級に応じて支給します。

### 共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	120万円
2	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で、常に他人の介護を要するもの	120万円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	70万円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上	20万円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上	17万円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上	14万円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上	12万円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上	10万円
9	入院通院の実治療日数27日以上	7万円
10	入院通院の実治療日数13日以上	5万円
11	入院通院の実治療日数7日以上	3万円

平成13年度交通災害共済加入申込書を2月中旬に全世帯に配布いたします。家族みんなで加入の更新、新規加入されますようお勧めします。



- ◆加入できる人 横越町に居住している方、並びにそのご家族と生計を一緒にしている家族で、県外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。
- ◆ただし、家族であっても、県外に就職し、独立して生計を維持している人は除きます。
- ◆年会費 500円(途中加入でも同額)
- ◆共済期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ◆見舞金の対象となる交通災害 道路上における自動車など交通に伴う人身事故で実治療7日以上
- ◆請求期間 事故発生から1年以内
- ◆加入手続き 1人当たり500円を添えて区長、隣組長にお申し込み下さい。
- ※詳しくは、配付されますリーフレット参照のほか、町民生活課にご相談下さい。